### 玉城町立保育所給食調理業務公募型プロポーザル実施要領

#### 1 目 的

玉城町には保育所が4箇所存在し、給食調理および栄養士業務については「玉城町立保育所給食調理業務」にて委託しているが、現契約期間が令和6年度末で満了となることから、令和7年度以降も引き続き、公立保育園の給食調理業務および栄養士業務について、安定した提供体制と給食の質の確保を目的として、高い専門性やノウハウを有する者への委託を行う。

これらを踏まえ、当該業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、広く事業者を募集し提案された企画等を一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」により契約の相手方となる候補者(以下「受注予定者」という。)を特定するものとする

### 2. 概 要

(1) 業務名

令和6年度 第37号

令和7年度 玉城町立保育所給食調理業務

(2) 業務内容

別添「玉城町立保育所給食調理業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

(4) 委託業者選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

次のとおりとし、消費税は含まない。

令和7年度 67,656,000円

令和8年度 67,656,000円

令和9年度 67,656,000円

総額 202, 968, 000円

- ※ 年度ごとの提案上限額を超える提案は受け付けない。
- ※ 提案上限額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

#### (6) 契約保証金

契約金額のIOO分のIO以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額のIOO分のIO以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

ア 金融機関等の保証書

イ 履行保証保険証券

また、玉城町会計規則第180条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(7) 支払特約

委託料の支払方法は、月ごとの出来形払いとし、 I 回の支払い額は、当該 年度額を均等に分割した金額とする。

## 3 参加資格条件

給食調理業務の受託にあたり、次の要件を満たしていること。

- (I) 玉城町の競争入札参加者名簿に参加申込書提出時において登載されている事業者であり、且つ、その他業務、給食業務、給食調理業務に登録されていること。
- (2) 仕様書の業務内容を確実に遂行出来、安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、除去食及び食物アレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が図られていること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第 | 64号)に基づく保育所又は就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 | 8年法律第77号)に基づく認定こども園の給食調理業務の受託実績を3

年以上有していること。

- (5) 「保育所における調理業務の委託について(平成 I O 年 2 月 I O 日 児 発 第 3 O 5 号厚生省児童家庭局長通知)、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 2 4 日衛食第 8 5 号別添、最終改正:平成 2 9 年 6 月 I 6 日生食発 O 6 I 6 第 I 号)に基づく保育所給食調理業務及びそれに付 随する業務が可能であり、栄養士及び調理員の資格を有する従事者の配置が可能であること。
- (6) 製造物責任法(平成6年法律第85条)第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和6年9月1日から起算して過去3年間、当該支店等が保育園給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (III) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- (II) 玉城町建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (12) 破産法(平成 | 6年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 | 4年法律第 | 54号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 | 1年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでないこととする。
- (日) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3 | 2条第 | 項各号に掲げる者でないこと。
- (14) 上記の資格要件に適合する業務代行の保証人が得られること

### 4 日程 (スケジュール)

	実施内容	実施期間または期日(予定)	備考
١	公募開始 (公告)	令和6年12月26日(木) ~令和7年1月17日(金)	
2	参加表明書受付	令和6年12月26日(木) ~令和7年1月17日(金)	様式第2~4号及び 添付書類(持参又は郵送)
3	質疑受付期間	令和6年12月26日(木) ~令和7年1月16日(木)	様式第1号 メールにて受付
4	質疑への回答期限	令和7年1月23日(木)	町HPにて公表
5	参加資格審査結果の通知	令和7年1月27日(月)	電子メールにて通知
6	企画提案書提出期間	令和7年1月27日(月) ~令和7年2月5日(水)	様式6~10及び 添付書類(持参又は郵送)
7	審査会	令和7年2月中旬	
8	審査結果通知	令和7年2月中旬	郵送による通知及び 町HPにて公表
9	契約書締結	令和7年2月下旬	

## 5 質問書の受付及び回答

仕様書等に対する質疑がある場合には、下記のとおり担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

なお、回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

- (I) 方法 別紙質問書(様式第 1 号)により電子メールで送付すること。 なお、件名は「令和 7 年度 玉城町立保育所給食調理業務委託 プロポーザル問合せ(事業者名)」とすること。
- (2) 提出先 メールアドレス:seifuku-t@town.tamaki.lg.jp
- (3) 提出期限 公告日から令和7年 | 月 | 6日(木)午後5時まで
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、令和7年1月23日(木)に町ホームページ上で公開するものとする。

回答にあたっては、質問者名は公表しない。

なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答し

ないことがある。

### 6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式第2号)
  - ② 会社概要(様式3号)
  - ③ 誓約書(様式4号)
  - ④ 会社パンフレット
  - ⑤ 本業務を行う事業所の国税(法人税及び消費税、地方消費税)、都道府県税(法人都道府県民税及び個人事業税)、市区町村税(法人市区町村民税及び固定資産税)の完納を証明できるもので、発行日から3か月以内のもの。
    - ※ 直近の営業年度分で、未納がないことがわかるもの。なお、写しも可とする。
- (2) 提出期限 令和7年1月17日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)
- (3) 提出方法 担当課へ持参又は郵送にて提出 ※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。
- (4) 提出先 玉城町役場 保健福祉課

## 7 参加資格確認結果

- (I) 参加表明書を受付後、内容を審査した結果、プロポーザル参加資格確認 結果通知書を令和7年1月27日(月)に通知するので、参加資格を認め られた者は、企画提案書の提出準備を進めること。なお、審査結果は電子 メールにて通知し、企画提案書提出時に通知書原本を授与する。
- (2) 参加表明書等を提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、「提案辞退届」(様式第5号)を玉城町役場保健福祉課へ提出すること。

なお、辞退することにより今後町から不利益な扱いを受けることはない。

- 8 企画提案書等の書類提出について
  - (1) 提出期日 令和7年2月5日(水) 正午まで

- (2) 提出先 玉城町役場 保健福祉課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出種類
  - ① 企画提案書提出届 (様式第6号)
  - ② 経営理念·経営状況等報告書 (様式第7号)
  - ③ 企画提案書 (様式第8号の1~4)

(給食に対する基本的な考え方について) (様式第8号の1)

(安全衛生管理体制と不測事態の対応について) (様式第8号の2)

(調理従事者に対する研修計画等について) (様式第8号の3)

(調理従事者の配置計画等) (施設ごとに作成) (様式第8号の4)

- ④ 業務委託料見積書(施設ごとに作成) (様式第9号、9号の1~2)
- ⑤ 大量調理業務実績一覧表 (様式第 1 0 号)
- ⑥ 法人登記簿謄本(現在事項証明書)(参加申込日前3ヶ月以内発行の もの)
- ⑦ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し(2年分)
- ⑧ 法人の定款
- ⑨ 業務に関して許可、認可を受けていることを証する書類の写し
- ⑩ 現在加入している生産物賠償責任保険の写し
- ① 食品衛生法の営業停止処分の有無(任意様式)
- (5) その他
  - ① 提出部数 7部(正本 I 部、写し 6 部、 A 4 サイズ)
  - ② 提出された提案書は返却しない。
  - ③ 提出書類は、原則町が指定した様式を使用すること。
  - ② 各様式は、A4版の用紙とし、文字は横書きとする。
  - ③ 指定したもの以外の書類は提出(添付)しないこと。
  - ④ 提出書類は、A4フラットファイルに綴って提出すること。
  - ⑤ 提案内容等の変更は原則認めないが、変更が必要と認めるときは、町 と協議の上、内容を変更できるものとする。
  - ⑥ 提出された関係書類については、町の情報公開条例第8条に該当する ものを除き、原則公開とする。

### (6) プレゼンテーション開催日

ア 実施日 令和7年2月中旬

※ 詳細は記載された担当者に別途連絡する。

イ 提案時間 I5分以内(選考委員よりの質疑応答時間は含まない。)

ウ 説明者 3名以内とする。

エ その他 プレゼンテーション時の追加資料は原則として認めない。

オ 審査結果 令和7年2月20日(木)午後5時までに町ホームページ で公表予定

# 9 審査方法・評価基準

# (1) 審查方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。

# (2) 審査項目・評価基準

### <審査項目>

審査番号	審査項目	全体に占 める割合	評価事項
I	給食に対する基本的な考え方	10/100	別紙3参照
2	安全衛生管理体制と不測事態の対応	20/100	別紙3参照
3	調理従事者に対する研修計画等	10/100	別紙3参照
4	調理従事者の配置計画等	20/100	別紙3参照
5	委託料	15/100	別紙3参照
6	業務遂行能力	25/100	別紙3参照

# <評価基準>

評価点の	A: 1.0	B: 0.8	C: 0.6	D: 0.4	E: 0.2
掛け率	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

※ 今後、新型コロナウイルス感染症等の拡大が懸念される事態になった場合、感染症防止のためオンライン会議システム等(Zoomを使用予定)での非対面によるプレゼンテーションに変更する場合は別途連絡する。

# (3) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。

ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契 約予定者として選定する。

(4) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

### 10 参加報酬等

参加に伴う報酬等は、プロポーザルという原則により無償とする。

### || 失格条項等

次の各号の該当する場合は、棄権若しくは失格とみなし、審査の対象より除 外する。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (2) 町が示した委託料を超える見積りを提出した場合
- (3) 虚偽の内容が記載されていた場合

### 12 主催者及び事務局

- (1) 主催者 玉城町
- (2) 事務局 玉城町役場 保健福祉課

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 1 1 4 番地 2

TEL: 0596-58-8203

FAX: 0 5 9 6 - 5 8 - 4 4 9 4

メール: seifuku-t@town.tamaki.lq.jp

担当 上村